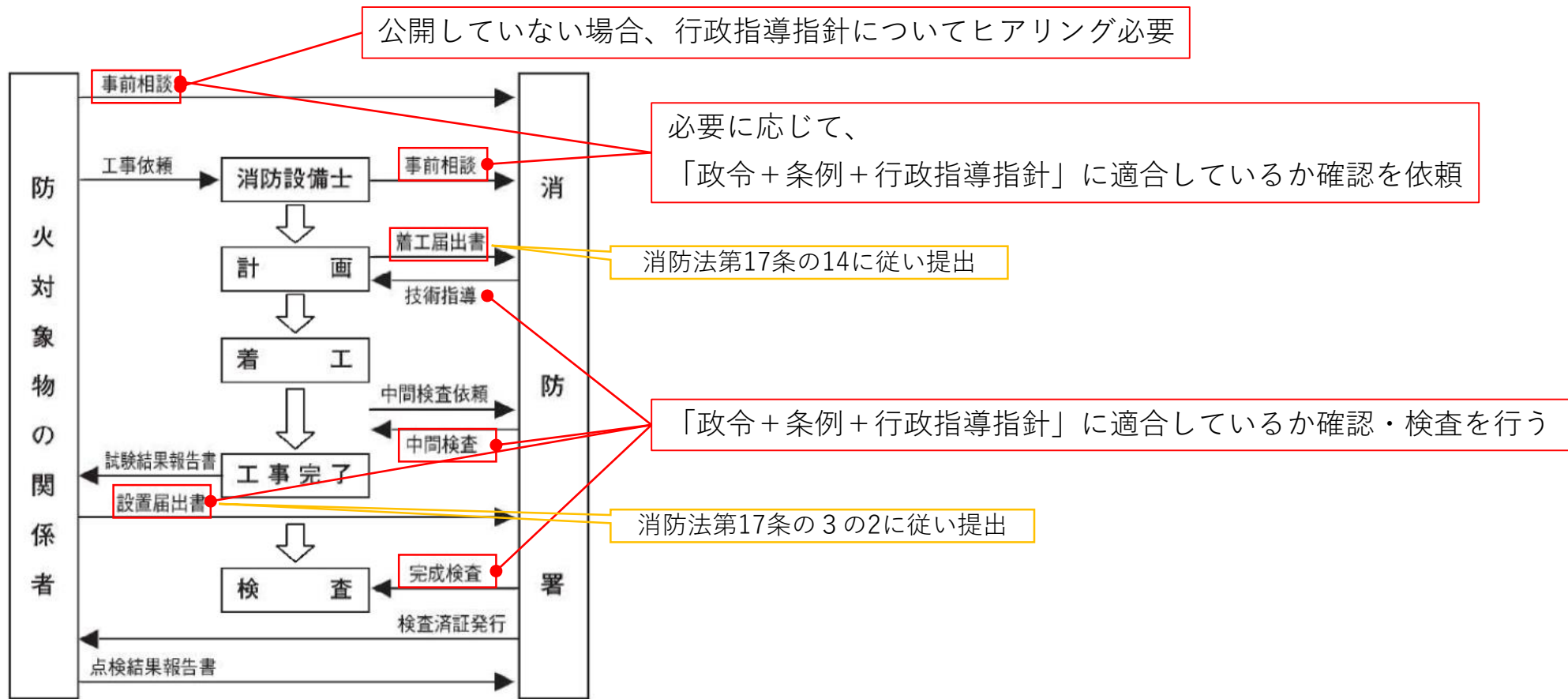


補足資料

所轄消防への届出・検査の流れと行政指導基準等の適用のタイミング



- 設計・施工は、「政令+条例+行政指導基準」に基づき、実施される必要がある。
- 所轄消防との相談や要求のすり合わせをするタイミングはあるが、設計初期に要求内容を把握する必要がある
- 政令と条例は公にされている一方で、行政指導基準はネット上で取得できる自治体はあるが、公開されていない場合がある。また、検索性悪く、行政指導基準や条例が見つかりづらい場合もある

6)消防設備等に関する基準の統一について 事例1

12号囲いについて

危険物の規制に関する政令 第9条第1項第12号

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。

この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあつては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

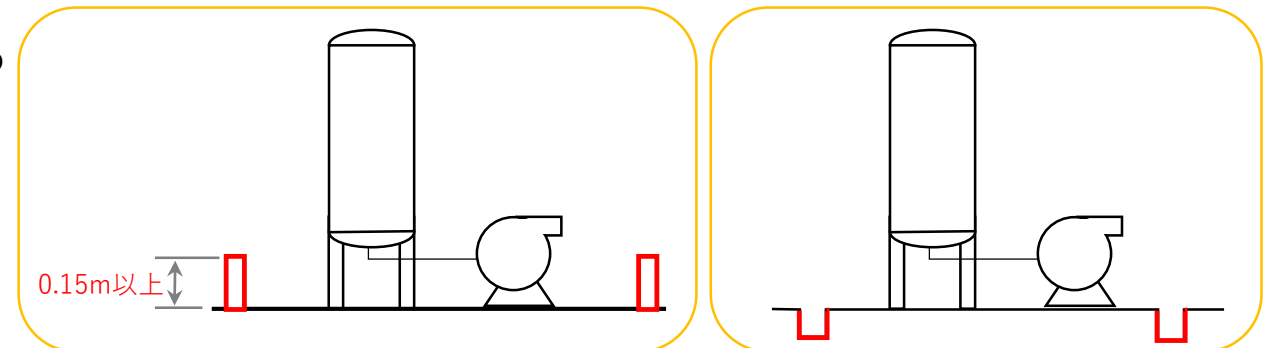
流出防止の措置として、下記が認められる。

- ①その直下の地盤面周囲に囲いを設ける
- ②危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずる

このうち、②の措置を認める地方自治体と②の措置が存在しないと判断する地方自治体がある

A市 凸型の囲い以外に、溝形の排水溝を認める

B市 溝形の排水溝は認めない



◆A市 審査基準

政 令

(流出防止及び油分離装置) 第9条第1項第12号

『審査指針11』

- 1 「囲い」は、不燃材料で造るものとし、鉄筋コンクリート造りにあつては、高さ15cm以上、幅10cm以上とすること。(*)
- 2 「これと同等以上の効果があると認められる措置」とは、排水溝(S36.5.10自消甲予発第25号通知)とし、幅及び深さは10cm以上とすること。(*)
- 3 地盤面の傾斜は、貯留設備に向かっておおむね100分の1程度つけること。(*)
- 4 架構形式の工作物に設ける貯留設備は、屋内の例によること。(*)
- 5 貯留設備からの流出防止は、給油取扱所の例による。(*)
- 6 貯留設備でためますを設ける場合には、その内部の滞水を外部に排出するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等をためますの外部に設けること。(*)

自消甲予発第25号(昭和36年5月10日)

第3 製造所等に対するその他の基準

1 製造所及び一般取扱所

- (1) 圧延機のオイルセラーその他潤滑油の循環工程を行なうタンクを設置する場所については、[政令第9条第4号](#)の規定は適用しないことができること。
- (2) ボイラー用のタンク又はボイラー室については、[政令第9条第4号](#)の規定は適用しないことができること。
- (3) [政令第9条第12号](#)の規定を適用すれば作業上支障があると認められる場合において、液状の危険物の漏洩による流出を防止するため、**ためます及び導入溝、側溝等を設けるときは、同条同号の周囲の囲いに関する規定は適用しないことができること。**

側溝型の利点

- ✓ 凸型だと、手押し一輪車、車等でスロープが必要(スロープの敷地の確保)
- ✓ 凸型だと、労働者の躓きがある場合あり

7)消防設備等に関する基準の統一について 事例2

少量危険物の防油堤について

火災予防条例(例) 第31条の4第2項第10号

液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

消防危第71号 (令和2年3月17日)

タンク周囲に設ける囲いは、鉄筋コンクリート製又は鋼板、ステンレス等の金属製のものとするとともに、当該囲いの容量は、タンクの最大容量以上の量を収納できる量とすること。

また、複数のタンクを包含するように囲いを設ける場合、当該囲いの容量は、包含されるタンクのうち、最大のものの容量以上の量を収納できる量とすること。

A市 A市火災予防条例
液体の危険物のタンクの周囲には、
危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること

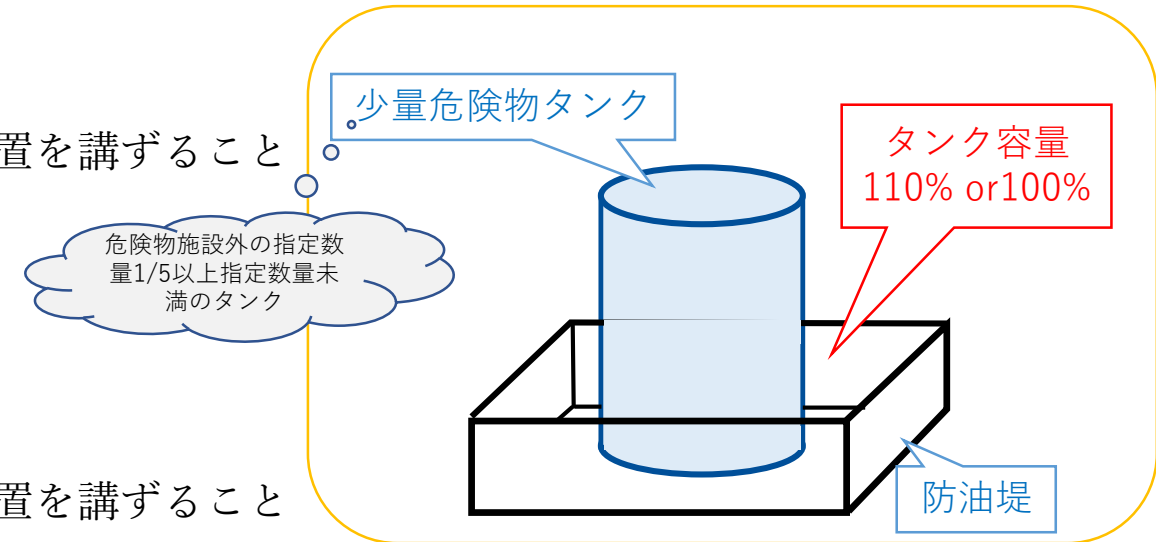
A市設置基準

タンク容量の110%以上

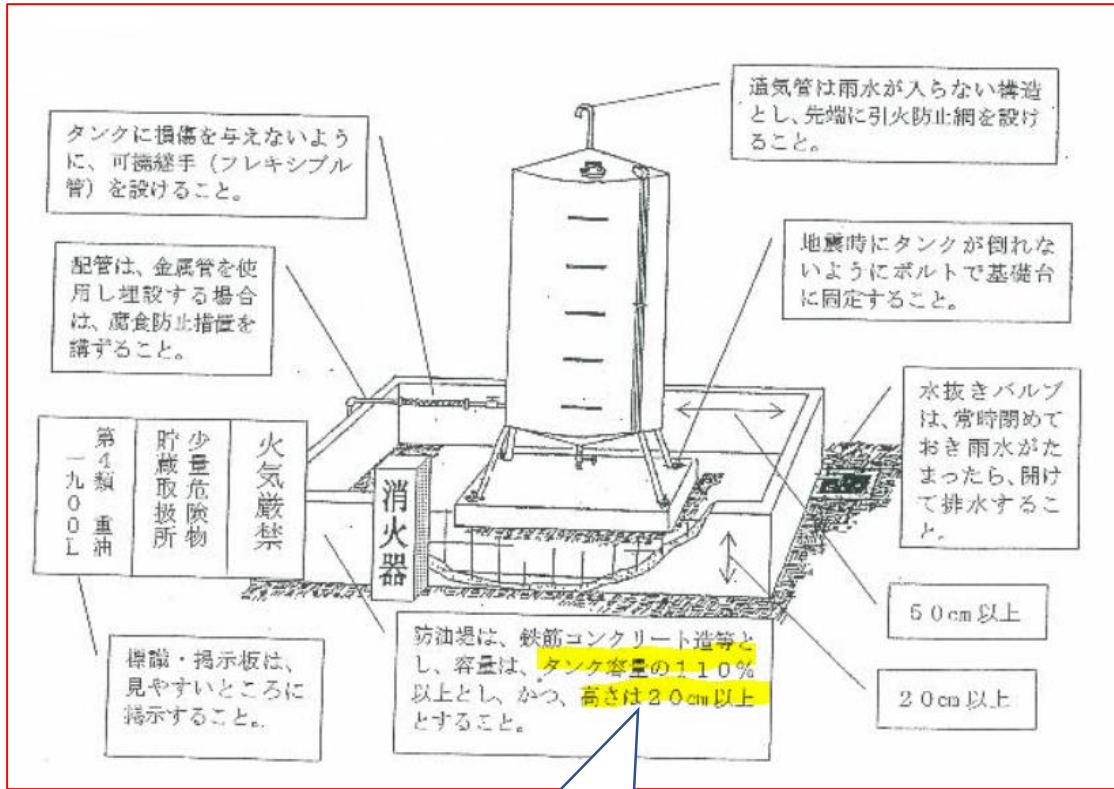
B市 B市火災予防条例
液体の危険物のタンクの周囲には、
危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること

B市設置基準

タンク容量の100%以上



◆C市/D市 技術基準



高さの条件が入ってくることもあり

14 流出防止措置（第2項第13号関係）

「流出を防止するための有効な措置」として、防油堤、その他流出拡散を防止できる構造のもの（タンク周囲の地盤面に危険物が浸透しない構造とし、また、タンクの周囲に溝を設け、貯留設備又は油分離装置等によって危険物を收容することができる構造とするもの等）等（以下、本条【解説】において「流出防止措置」という。）をいい、次に示す要件を満たすものであることとする。

(1) 危険物を收容する部分（防油堤又は貯留設備等）の容量は、引火性液体を貯蔵し、又は取り扱うもので、屋外にあるものについては、次に掲げる数量の110パーセントの数量とし、それ以外の場合にあつては当該数量の100パーセントの数量とすること。

ア 一の流出防止措置により二以上のタンクの流出防止措置とする場合は、包含されるタンクの容量のうち、最大の容量を有するタンクの容量

イ 複数のタンク同士が配管により接続されている場合は、前記によらず、一の流出防止措置に包含される任意のタンクから危険物が流出した際に、流出が想定される最大の数量（連結したタンク全ての容量を合算した容量）

ウ 前記に該当しないものにあつては、当該タンク容量

(2) 防油堤（防油堤以外のものにあつては漏れた危険物を收容する場所）は、タンクの水平投影した範囲を包含していること。

(3) 防油堤は、鉄筋コンクリート造、ブロック造、鋼板等の不燃材料又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたもの、若しくは土盛りによる構造であること。

(4) 鋼板等の金属板を材料とするものにあつては、危険物が接する部分の接続部は、溶接又はボルト締めとし、ボルト締めにより接続された部分の継ぎ目には、貯蔵し、又は取り扱う危険物により劣化しないパッキン等を使用すること。

◆E市/F市 技術基準

■ 防油堤等の設置基準について

「流出を防止するための有効な措置」とは防油堤、囲い、その他流出拡散を防止できるもの（以下「防油堤等」という）をいう。なお、防油堤等については次によること
ア 指定数量の2分の1以上の危険物をタンクで貯蔵すると防油堤等が必要となります

イ 防油堤等の容量は、タンクの容量以上として1つの防油堤等の中に2基以上のタンクが設けられている場合には、容量が最大となるタンクの容量以上とすること

ウ 2つ以上のタンクを配管で接続する場合（連結）は、防油堤等の容量はタンク容量の合計量以上とすること

エ 防油堤等の大きさは、当該タンクの水平投影以上とすること

オ 防油堤等は、鉄筋コンクリート、鉄骨補強ブロック、鋼板等の不燃材料及びこれらと同等以上の強度を有する材料で造ること

カ 防油堤等の高さは、流出拡散を有効に防止できる高さを有すること

キ 鉄筋コンクリート又は鉄骨ブロックで造られた防油堤の地盤面は危険物が浸透しないような措置を講ずること

ク 鋼板を使用するものにあつては、接続部を溶接又ボルト締めとし、変形又は移動しないような措置を講ずること。なお、ボルト締めを行う場合は、継ぎ目に耐油性を有するパッキン等を使用すること

ケ 防油堤等に排水のための水抜きを設ける場合は、適当な位置に常時閉鎖の水抜きバルブ又は共栓を設けること。なお、共栓を設ける場合は、耐油性を有するものを使用すること

6 防油堤

条例第40条の4第2項第10号に定める「流出を防止するための有効な措置」（以下「防油堤」という。）とは、次のとおりとする。

- (1) 防油堤の容量はタンクの容量以上とし、一の防油堤の中に二以上のタンクを設ける場合はその中の最大タンク容量以上、二以上のタンクを接続する場合はタンクの合計容量以上とすること。
- (2) 鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリートブロック並びに鋼板等の不燃材料で造られたものであること。
- (3) 当該タンクの水平投影面積以上の大きさであること。
- (4) 高さは、200mm以上であること。
- (5) 鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリートブロックで造るものにあつては、その厚さを100mm以上とすること。
- (6) 鋼板等の不燃材料で造る場合は、その厚さを2.0mm以上とし、移動しないよう固定すること。
- (7) 内部の地盤面はコンクリート等の遮油性を有する不燃材料で被覆されていること。
- (8) 適当な位置に防油堤の滞水を外部に排水するための水抜き口を設け、必要に応じ、ためます等を設けること。なお、水抜き口には常時閉鎖のバルブ等が設けられていること。
- (9) 「防火上有効な塀」又は「開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該塀又は壁をもって防油堤にかえることができるものとする。

